



アクサ
メディカル
アシスタンス
サービス

無料 でご利用いただけます。

健康なときも 病気になってからも、
支えつづけます。

健康相談サービス



24時間電話健康相談サービス

オンライン健康相談 (Doctors Me)



24時間365日
電話でもネットでも
相談いただけます。

セカンドオピニオンサービス

糖尿病サポートサービス

介護・リハビリサポートサービス

郵送検査キットによる血液検査サービス **優待価格**

※上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。 ※各サービスをご利用の際には諸条件があります。
※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

●ご利用条件または各サービスの内容など、詳しくはアクサ生命ホームページ(www.axa.co.jp/customer/service/ameasa)をご参照ください。

アクサ生命の
デジタル約款の
ご案内

「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命のホームページから以下のご利用方法でいつでもご覧いただけます。
①アクサ生命のホームページ(www.axa.co.jp/)へアクセスし、「デジタル約款」を選択。
②「お勤め先または団体を通じてご検討中のお客さま」を選択。ご検討中の商品名を検索または
すでにご契約中のお客さまは証券番号を入力して、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※「デジタル約款」は契約日が2014年1月1日以降のご契約が対象です。
※「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは、ご連絡ください。

■この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いはありません。

■この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。

●ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

●生命保険募集人について

アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。
したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

●このパンフレットに記載の内容は2024年1月現在のものです。

引受保険会社

アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

www.axa.co.jp/

取扱募集代理店・お問合せ先

株式会社 運輸福泉会

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル
TEL 03-3221-8434

お問合せ先

アクサ生命保険株式会社 MCVP推進第2部

【照会先】法人ビジネス業務部
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7450

Form No.0D3266(11.0) AXA-A1-/9W2 2024 .04.01

国土交通省職員ならびにご退職された みなさまへ

ファミリー保障保険

plus プラス医療型“無事故割引特則付” 終身保障コース(RI・RIIタイプ)のご案内

生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・
死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)・無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉



お申込み締切日

2024年 **6月5日(水)**

ご契約日

2024年 **8月1日**

ポイント

- 保険料が一生涯上がりません。
さらに、主契約の保険料が最大50%割引になります。
- 簡易な告知でお申込みいただけます。
まずは、中をご覧ください!!▶

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

病気(ガンを含む)やケガ

入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉＜主契約＞
生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉／手術給付特約
手術補完給付特約／先進医療給付特約(12)／退院後療養給付特約
3大疾病診断給付特約(03)

ガン

ガン化学療法・緩和療養給付特約

集団名：一般財団法人 運輸振興協会
TEL 03-3221-8434

引受保険会社：アクサ生命保険株式会社

病気やケガのリスクに一生涯にわたって対応できます。

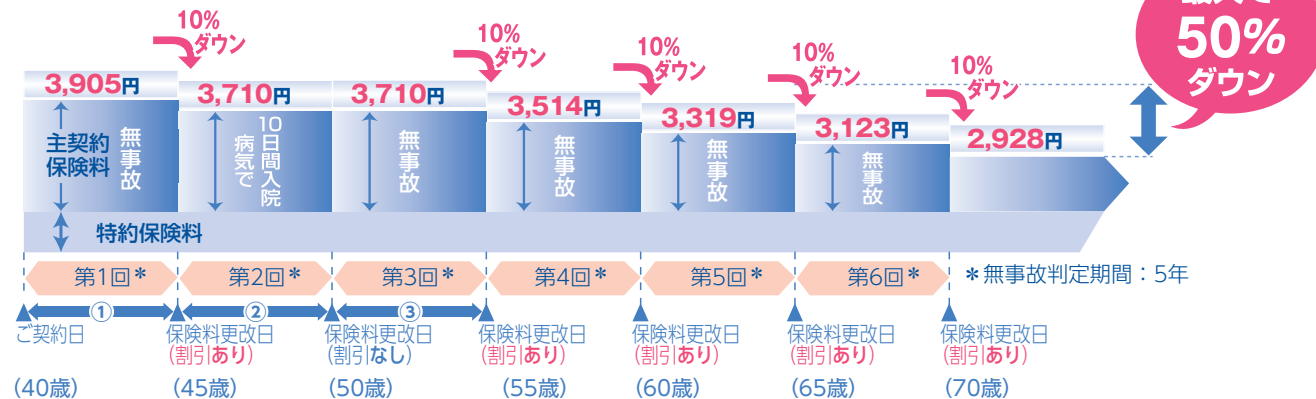
- 病気・ケガによる**入院**を**一生涯保障**します。
また、**ガン**による**入院**は、再発・転移の場合に備えて**お支払日数に制限がありません**。

- **保険料が割安で一生涯上がりません**。
さらに**主契約の保険料が最大50%割引**になります。

主契約の払いもどし金がないため、その分保険料は割安です。
また、無事故判定期間(5年間)内に「無事故」に該当されると、主契約の保険料が10%割引かれます。
最大で50%割引になります。

無事故割引特則の適用例

40歳男性でRIタイプの基本プランのみにご契約した場合
(基本プランのうち、生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)は無事故割引特則の対象となりません。)



- ①第1回無事故判定期間で無事故に該当するので第2回無事故判定期間(②)の保険料を割引します。(割引回数は1回となります。)
②第2回無事故判定期間で無事故に該当しない入院があったため、第3回無事故判定期間(③)の保険料は第2回無事故判定期間の保険料と同額の保険料となります。(割引回数は1回のままです。)
以降、同様に無事故に該当すれば、5回を限度に保険料を割引します。

「無事故」とは、無事故判定期間中に次のいずれにも該当する場合をいいます。

- 主契約の災害入院給付金のお支払いがないか、または災害入院給付金のお支払日数が通算5日未満の場合。
- 主契約の疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払いがないか、または疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払日数が通算5日未満の場合。

※災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金のお支払事由の発生日から、その入院給付金のご請求をアクサ生命が受けた日までの間に保険料更改日がある場合で、その入院給付金のお支払いにより無事故に該当しないこととなったときは、そのご請求を受けた日の属する無事故判定期間の保険料を直前の無事故判定期間の保険料と同額にあらかじめ。

簡易な告知でお申込みいただけます。

以下の告知項目がすべて **いいえ** であれば、お申込みいただけます。

- ア. 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか
イ. 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか
ウ. 申込日現在、妊娠していますか
＜ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みをされる方のみ＞
エ. 今までに、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術を受けたことや入院をしたことがありますか
または、過去2年以内に上皮内新生物(上皮内ガン)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術を受けたことや入院をしたことがありますか
※「はい」に該当する場合は、ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みはお引受けできません。

※告知について、P6のご契約のお取扱い「告知について」を必ずお読みください。

さらに特約の付加でさらに保障が充実します。

先進医療

高額になりがちな「先進医療」の技術料を保障します。

先進医療給付特約(12)
基本プランにセットされています。

お支払例

陽子線治療

技術料(平均額)*2:2,640,000円の場合



先進医療給付金 2,640,000円
先進医療一時金 150,000円

合計 **2,790,000円**
をお支払いします。

- 先進医療の技術料を、
一生涯にわたって**全額保障***1します。
- 病院が遠方であった場合の、
交通費・宿泊費などにもお使いいただける
先進医療一時金をお受取りいただけます。

先進医療の技術料は全額自己負担です。

先進医療とは、最先端の科学技術を医療に適用した治療法のうち、厚生労働大臣が承認したものをいいます。高い治療効果が期待できる一方で、その技術料は公的医療保険が適用されず全額自己負担となるので、患者にとっては重い負担となることがあります。

- *1 1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度。お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。
*2 「技術料(平均額)」は下記出典にもとづき算出(万円未満は切捨て)しています。(療養の種類や医療機関によっても異なります。)
出典: 令和3年12月8日中央社会保険医療協議会総会資料「令和3年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告について」
(令和2年7月1日～令和3年6月30日の実績報告)
※上記の例は、2024年1月時点で厚生労働大臣により定められている先進医療です。先進医療は適宜見直されますので、最新の内容は厚生労働省のホームページでご確認ください。

手術保障

これまでお支払対象とならなかった手術もお支払対象となります。

手術給付特約、手術補完給付特約

基本プランにセットされています。ただし、手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方は付加されません。

- 手術補完給付特約により、
これまでお支払対象とならなかった
手術も保障します。
 - 公的医療保険制度の対象となっている
約1,000種類の手術*3を保障します。
- *3 一部保障対象外の手術があります。また、手術給付特約では公的医療保険制度対象外の一部の手術も保障します。

お支払例 RIタイプの場合

鼓膜切開術

「急性中耳炎」と診断され、「鼓膜切開術」を受けられた場合

手術給付特約

手術補完給付特約

手術補完給付特約から**手術補完給付金**
25,000円(5,000円×5)をお支払いします。
※手術給付特約の支払対象とならない手術でも、公的医療保険制度対象の所定の手術だった場合、手術補完給付特約からお支払いします。

ガンの治療

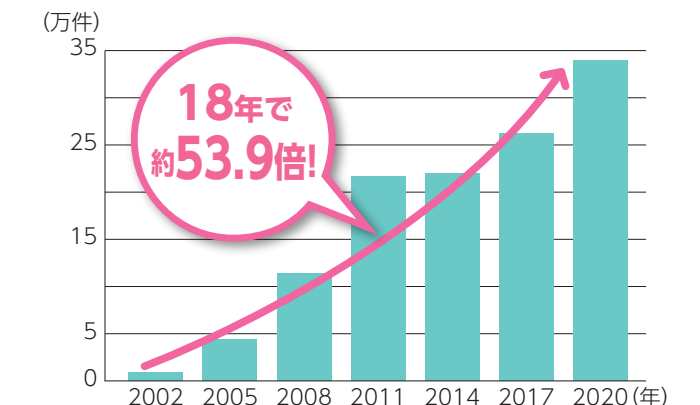
変化するガン治療のカタチにも対応します。

ガン化学療法・緩和療養給付特約
任意付加の特約です。契約年齢4歳以下の方は付加できません。

- 入院しているかどうかにかかわらず
「治療」をしっかり保障します。
「化学療法(抗がん剤治療)」による治療は、厚生労働省が外来化学療法を推進していることもあり、患者の生活の質を維持する治療方法として、通院(外来)による治療が増えています。

※右記のデータは各年の6月に審査された1ヵ月分の件数です。
出典: 厚生労働省「社会医療診療行為別統計」(2002年～2020年)「

■ 通院(外来)による化学療法の実施件数推移
(診療報酬における外来化学療法加算の算定回数)



※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

● 保障内容

保険期間・保険料払込期間：終身
(3大疾病診断給付特約(03)は、保険期間・保険料払込期間：80歳、ガン化学療法・緩和療養給付特約は、保険期間・保険料払込期間：10年(90歳まで自動更新。90歳時に、保険期間・保険料払込期間を終身として自動更新。))

		このようにときにお支払いします	お支払額	RIタイプ (入院給付金日額5,000円)	RⅡタイプ (入院給付金日額10,000円)
入 院 主契約	ガン以外の 病気 により入院したとき	日帰り入院*1から保障	疾病入院給付金 入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、通算1,095日限度	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円
	ケガ により入院したとき	日帰り入院*1から保障	災害入院給付金 入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、通算1,095日限度		
	ガン により入院したとき	日帰り入院*1から保障	ガン入院給付金 入院給付金日額×入院日数 お支払日数無制限		
生 活 習 慣 病 生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・Ⅱ型)	生活習慣病により入院したとき 【対象となる生活習慣病】 悪性新生物 糖尿病 心疾患 高血圧性疾患 脳血管疾患	日帰り入院*1から保障	生活習慣病入院給付金 生活習慣病入院給付金日額*2×入院日数 1入院120日限度、通算1,095日限度	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円
手 術 手術給付特約	手術を受けたとき (対象となる手術(88種類)*3 別表 参照)	何度でも保障	手術給付金 手術給付金日額*2×40・20・10 一部の手術(ファイバースコープによる手術など)は60日に1回限度	手術の種類に応じて、1回につき 20・10・5万円	手術の種類に応じて、1回につき 40・20・10万円
手 術 補 完 手術補完給付特約*4	手術または 放射線治療 (新生物根治放射線照射)を受けたとき ※手術給付特約の手術給付金が支払われる場合を除きます。	何度でも保障	手術補完給付金 手術補完給付金日額*2×5 放射線治療は60日に1回限度	1回につき 2.5万円	1回につき 5万円
先 進 医 療 先進医療給付特約(12)	先進医療*5による療養を受けたとき		先進医療給付金 1回の療養につき 1,000万円限度、通算2,000万円限度	1回の療養につき 先進医療にかかる技術料と同額 *6	
	先進医療給付金*が支払われる療養を受けたとき		先進医療一時金	1回の療養につき 15万円	
保 険 料 を 割 引 無事故割引特則	無事故判定期間(5年間)内に無事故に該当したとき			1回につき 主契約保険料の 10% を割引 最大 5回 ／ 50% 割引	

一生涯保障します

基本プラン

プラス 特約Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを付加することで、保障をさらに充実させることができます。(任意選択)

特約Ⅰ 退院後療養 退院後療養給付特約	退院したとき (主契約の入院給付金の支払われる入院をし、その退院時に生存しているとき)	退院後療養給付金 退院後療養給付金日額*2×5 通算10回限度	1回につき 25,000円	1回につき 50,000円
特約Ⅱ 3大疾病 3大疾病診断給付特約(03)	ガン、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態になったとき (例)脳卒中により60日以上、言語障害が継続したとき	ガン・急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金 3大疾病診断給付金額 各診断給付金について1回限度	各診断給付金それぞれ1回につき 50万円	各診断給付金それぞれ1回につき 100万円
特約Ⅲ ガンの治療 ガン化学療法・緩和療養給付特約	ガンにより 化学療法 (抗がん剤治療)を受けたとき	特約化学療法給付金 特約基本給付金額 月1回、通算60ヵ月限度	1回につき 5万円	90～90歳以降は一生保障 10年間保障します
	ガンによる疼痛などの緩和のために 緩和ケア を受けたとき	特約緩和療養給付金 特約基本給付金額 月1回、通算60ヵ月限度	1回につき 5万円	

※給付金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。



ご利用いただけます。



アクサ
メディカル
アシスタンス
サービス

詳しくは裏表紙へ

このような時にお支払いします。

お支払例

〈RIタイプ(基本プランのみ)にご契約した場合〉

肺がんで7日間入院され、所定の医療機関において重粒子線治療*7を受けられた場合。

(重粒子線治療*7の技術料(平均額)*8：3,180,000円の場合)

●ガン入院給付金(主契約) 5,000円×7日間	35,000円
●先進医療給付金 (先進医療給付特約(12))	3,180,000円
●先進医療一時金 (先進医療給付特約(12))	150,000円
●生活習慣病入院給付金 (生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・Ⅱ型)) 5,000円×7日間	35,000円
●手術給付金 (手術給付特約) 5,000円×10	50,000円

合計 **3,450,000円**

- *1 日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。
- *2 生活習慣病入院給付金日額・手術給付金日額・手術補完給付金日額・退院後療養給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額です。
- *3 対象となる手術(88種類)について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- *4 手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。
- *5 お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。
- *6 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、この特約からのお支払いはありません。
- *7 上記の例は、2024年1月時点で厚生労働大臣により定められている先進医療です。先進医療は適宜見直されますので、最新の内容は厚生労働省のホームページでご確認ください。
- *8 「技術料(平均額)」は下記出典にもとづき算出(万円未満は四捨捨て)しています。(療養の種類や医療機関によっても異なります。)
- 出典：令和3年12月8日中央社会保険医療協議会総会資料「令和3年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告について」(令和2年7月1日～令和3年6月30日の実績報告)
- ※2016年4月より重粒子線治療・陽子線治療は一部、健康保険の適用となっています。

※無事故割引特則、先進医療給付特約(12)およびガン化学療法・緩和療養給付特約については、RIタイプ(入院給付金日額5,000円)・RⅡタイプ(入院給付金日額10,000円)にかかわらず、一律、記載の割合・金額となります。

別表 〈手術給付倍率表〉

対象となる手術(88種類)	手術給付金日額に対する給付倍率
○頭蓋内親血手術、胃切除術、悪性新生物根治手術など(13種類)	40倍
○四肢切断術、甲状腺手術、腹膜炎手術、胸郭形成術など(45種類)	20倍
○虫垂切除術、新生物根治放射線照射*、ヘルニア根本手術など(30種類)	10倍

*50グレイ以上の照射で、60日に1回のみのお支払いとなります。

RIタイプ (入院給付金日額5,000円) の場合

契約年齢	基本プラン		任意選択						契約年齢	基本プラン		任意選択					
			特約【Ⅰ】		特約【Ⅱ】		特約【Ⅲ】					特約【Ⅰ】		特約【Ⅱ】		特約【Ⅲ】	
			退院後療養給付特約		3大疾病診断給付特約(03)		ガン化学療法・緩和療養給付特約					退院後療養給付特約		3大疾病診断給付特約(03)		ガン化学療法・緩和療養給付特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性	男性	女性		
3歳	1,415	1,420	190	205	150	120	—	—	37歳	3,550	3,245	365	355	895	630	435	815
4歳	1,425	1,435	195	210	155	125	—	—	38歳	3,665	3,330	375	360	950	660	475	875
5歳	1,435	1,455	195	210	165	130	110	110	39歳	3,785	3,425	385	365	1,000	690	515	940
6歳	1,450	1,475	200	215	170	135	110	110	40歳	3,905	3,515	400	370	1,060	720	565	995
7歳	1,475	1,510	200	215	175	145	110	115	41歳	4,045	3,625	405	375	1,120	745	615	1,055
8歳	1,500	1,540	200	220	185	150	115	115	42歳	4,185	3,720	420	385	1,185	780	670	1,105
9歳	1,530	1,575	205	225	195	160	115	120	43歳	4,330	3,825	435	390	1,250	810	735	1,165
10歳	1,735	1,805	205	230	205	165	120	120	44歳	4,475	3,950	450	395	1,320	845	800	1,210
11歳	1,775	1,850	210	235	220	170	125	125	45歳	4,630	4,075	465	400	1,400	875	870	1,260
12歳	1,815	1,895	210	235	230	180	130	130	46歳	4,785	4,200	480	405	1,475	905	955	1,305
13歳	1,860	1,940	215	240	245	190	135	140	47歳	4,960	4,335	500	415	1,560	940	1,045	1,340
14歳	1,905	1,980	220	245	260	200	140	145	48歳	5,130	4,470	515	425	1,650	970	1,135	1,375
15歳	1,955	2,025	220	250	270	215	145	150	49歳	5,300	4,610	535	430	1,740	1,010	1,235	1,410
16歳	1,995	2,065	225	260	285	225	155	160	50歳	5,500	4,755	560	440	1,835	1,050	1,330	1,435
17歳	2,040	2,110	230	265	300	235	160	165	51歳	5,685	4,910	585	455	1,940	1,085	1,435	1,460
18歳	2,090	2,160	235	270	315	250	165	170	52歳	5,895	5,065	610	465	2,045	1,130	1,540	1,480
19歳	2,135	2,210	235	275	335	265	170	180	53歳	6,115	5,230	630	475	2,155	1,175	1,650	1,500
20歳	2,185	2,260	240	285	355	280	170	190	54歳	6,335	5,405	660	490	2,275	1,215	1,760	1,520
21歳	2,255	2,305	245	285	375	290	175	205	55歳	6,580	5,590	685	505	2,395	1,265	1,875	1,540
22歳	2,315	2,355	250	295	395	305	180	225	56歳	6,830	5,765	715	515	2,520	1,310	1,990	1,565
23歳	2,370	2,415	255	300	410	320	185	245	57歳	7,080	5,970	740	530	2,655	1,365	2,110	1,590
24歳	2,430	2,465	260	310	435	340	185	265	58歳	7,340	6,180	770	550	2,790	1,420	2,230	1,615
25歳	2,500	2,520	270	315	460	360	190	285	59歳	7,615	6,385	795	570	2,925	1,475	2,365	1,645
26歳	2,570	2,575	275	320	490	375	200	315	60歳	7,900	6,620	825	585	3,070	1,540	2,500	1,665
27歳	2,645	2,620	280	320	515	400	205	345	61歳	8,185	6,855	850	605	3,215	1,605	2,645	1,695
28歳	2,715	2,675	285	325	540	415	215	380	62歳	8,490	7,120	870	625	3,365	1,670	2,795	1,725
29歳	2,790	2,720	290	325	575	435	225	410	63歳	8,810	7,385	895	640	3,520	1,745	2,945	1,750
30歳	2,870	2,780	300	330	610	460	245	455	64歳	9,115	7,660	925	660	3,685	1,820	3,095	1,775
31歳	2,960	2,840	305	335	640	485	260	495	65歳	9,455	7,960	950	680	3,845	1,900	3,235	1,800
32歳	3,040	2,890	315	335	675	505	285	540	66歳	9,800	8,265	975	700	4,020	1,985	3,370	1,825
33歳	3,145	2,950	325	340	720	525	305	590	67歳	10,140	8,575	1,010	720	4,195	2,075	3,505	1,845
34歳	3,245	3,020	335	345	755	555	335	640	68歳	10,505	8,905	1,040	740	4,380	2,170	3,620	1,860
35歳	3,335	3,090	345	350	800	580	365	695	69歳	10,880	9,230	1,070	755	4,560	2,265	3,705	1,865
36歳	3,445	3,170	355	350	850	605	400	750	70歳	11,280	9,580	1,090	770	4,730	2,360	3,755	1,850

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
※基本プランの保険料には、主契約・生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)の保険料が含まれています。
※手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。したがって、契約年齢3歳から9歳までの基本プランの保険料には、手術補完給付特約の保険料は含まれておりません。
※ガン化学療法・緩和療養給付特約の更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。(例:30歳男性がガン化学療法・緩和療養給付特約(保険料245円)を付加された場合、40歳で更新される際のガン化学療法・緩和療養給付特約の保険料は、565円となります。なお、この更新後の保険料は2024年1月現在の保険料率で計算しております。)

RIIタイプ(入院給付金日額10,000円)の場合の保険料

- 基本プランの保険料は、先進医療給付特約(12)の保険料(110円)を引いて2倍にし、先進医療給付特約(12)の保険料(110円)を足してください。(先進医療給付特約(12)は全年齢男女一律110円のため。)
- 退院後療養給付特約・3大疾病診断給付特約(03)の保険料は2倍にしてください。
- ガン化学療法・緩和療養給付特約の保険料はRI・RIIタイプにかかわらず、一律、記載の金額です。

●ご契約日・保障が始まる日(責任開始期)

- ご契約日：2024年8月1日
- 保障が始まる日(責任開始期)：2024年7月29日(第1回保険料の口座振替日)
- このご契約には、集団扱特約条項で定める「第1回保険料を集団から払い込む場合の特則」が適用されますので、第1回保険料を口座から振り替えた日(上記の口座振替日)より保険契約上の責任(保障)が開始されます。
※保険料は原則として毎月口座振替となります。
※第1回保険料の口座振替ができなかった場合、保障は開始されません。

●お申込資格および取扱範囲について

- お申込み資格
国土交通省の職員・退職者・配偶者および同居または生計を一にするご家族(こども)で、ご契約日における満年齢が満3歳から70歳までの方とします。ただし、一般社団法人 運輸振興協会にて保険料収納ができることが必要です。
配偶者・こどものみを被保険者とするお申込みもできます。
- 取扱範囲
「RIタイプ(入院給付金日額5,000円)」「RIIタイプ(入院給付金日額10,000円)」よりお選びください。
※契約年齢14歳以下の方は「RIIタイプ」のご契約はできません。
※手術補完給付特約は契約年齢9歳以下の方には付加されません。
※ガン化学療法・緩和療養給付特約は契約年齢4歳以下の方はお申込みいただけません。
※アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約いただける入院給付金日額が制限される場合があります。
※申込日からご契約日までの間に、申込資格に抵触した場合は、一般財団法人 運輸振興協会にご連絡ください。
※お子さまが医療機関などで受けた治療等について自治体ごとに医療費助成制度を実施しています。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。

●告知について

ご契約に際しては、各被保険者について下記告知事項をご確認のうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄にある「いいえ」または「はい」いずれか該当する方を必ず○で囲んでいただきます。

ア. 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすめられていますか
イ. 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか
ウ. 申込日現在、妊娠していますか
＜ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みをされる方のみ＞
エ. 今までに、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか
または、過去2年以内に上皮内新生物(上皮内ガン)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか
※「はい」に該当する場合は、ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みはお引受けできません。

※「継続して10日以上入院」とは、1日も途切れずに連続して10日以上入院された場合をいいます。ただし、退院後、別の病院へ転院した場合や同一病院で転科した場合でも、入院日数が連続して10日以上であれば、上記「イ」に該当することとなります。
※告知事項の詳細および注意事項については、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)に記載の「告知について」「保険金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。なお、告知がすべて「いいえ」の場合でも、アクサ生命の過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引受けができないことがございますので、ご了承ください。
※給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限りです。ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として入院・手術などをされた場合は、給付金などのお支払いの対象となりません。ただし、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として入院・手術などされたときでも責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなして、給付金などをお支払いします。

※被保険者の告知事項(ア〜ウ、ガン化学療法・緩和療養給付特約はエ)が「はい」の場合は、お引受けはできません。

●保険期間および保険料払込期間

- 主契約・生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・退院後療養給付特約の保険期間および保険料払込期間は終身です。
- 3大疾病診断給付特約(03)の保険期間および保険料払込期間は80歳です。
- ガン化学療法・緩和療養給付特約の保険期間および保険料払込期間は10年です。
※この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、この特約は自動的に更新されます。(更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。)
※更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における年齢が90歳を超えるときは、90歳となるまで保険期間を短縮してこの特約を更新します。
※90歳時には、保険期間・保険料払込期間を終身としてこの特約は自動的に更新されます。給付金などのお支払限度は更新前後を通算します。

●保険料の払込

保険料は集団扱月払とし、ご提出いただいた口座振替依頼書の指定口座より、毎月27日(休業日の場合は翌営業日)に振替えます。(第1回保険料は2024年7月29日に口座より振替えます。)

●退職後のお取扱い

退職後も引続き口座振替で保障を継続することができます。

●給付金などの受取人

被保険者となります。

●税務のお取扱い(2024年1月現在)

- 給付金などは非課税です。(所得税基本通達9-21)
- 保険料は生命保険料控除の対象となります。(所得税法76、地方税法34・314の2)
- ※生命保険料控除証明書は、ご登録いただいたご住所へ直送いたします。

●払いもどし金について

このご契約を解約した場合、払いもどし金はありません。

●代理請求特約について

ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わり、以下のいずれかに該当している方が、給付金などを請求することができます。

- ①死亡保険金の受取人
- ②被保険者の戸籍上の配偶者(①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)
- ③被保険者の3親等以内の親族(①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)

※被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限りです。

●解約・所属変更の手続き

- 解約は、いつでもできます。
- 解約の場合は、一般財団法人 運輸振興協会にご連絡ください。
- 所属変更の際には、各職場の厚生担当係または一般財団法人 運輸振興協会までご連絡ください。